

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福井県

## 2 構造改革特別区域の名称

ふくいワイン特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

福井県全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置・地勢・自然条件

福井県（以下「本県」という。）は本州日本海側のほぼ中央にあって、面積4,190.43 km<sup>2</sup>で9市8町に区画される。「白山国立公園」に代表される緑豊かな山々、「若狭湾国定公園」「越前加賀国定公園」の変化に富んだ海岸、九頭竜川の良質な水資源に育まれる福井平野など、豊かな自然環境に恵まれている。

総面積のうち約75%が森林で占められ、耕地面積は約10%の406.00 km<sup>2</sup>であり、その9割以上が水田である。良質な水と湿潤な気候から、古くから稲作栽培が盛んであり、おいしいお米の代表「コシヒカリ」は1956年に本県農業試験場で誕生し1979年以降日本一の作付面積を誇る。

ぶどうについては、1999年に大野市に県内唯一のワイナリーが誕生し、約5haがワイン用として栽培されている。県内のぶどう栽培は、水田転換畑に作付けが進み、現在はシャインマスカットなど生食用を中心に約22haまで拡大している。

山中峠、木ノ芽峠、栃ノ木峠のつながる稜線を境に北を嶺北地域、南を嶺南地域に区分し、嶺北地域は九頭竜川とその支流河川からの土砂の堆積による福井平野を中心に東部に越美山地、白山山地と1,000m以上の高い山々が連なり、それに続く加越台地等から形成させる。

嶺南地域は、変化に富むリアス海岸が続き、沈水地を埋積した狭い堆積地が小平野と三方五湖を形成する。

日本海に面する本県は、冬期間曇りや雪の日が多く、福井市の年間降水量

2,237.6 mmで、1月が284.8 mmで最も多く4月の降水量が127.3 mmで最も少ない。平均気温は14.5℃である。嶺北地域の東部山間部は、日本でも有数の豪雪地帯であるが、海岸沿いは対馬暖流の影響で比較的温暖で冬の越前海岸に咲き誇る水仙は有名である。

## (2) 沿革

県内には旧石器時代の遺跡も点在しており、約1万5千年前には人が住んでいたことがうかがえる。また、若狭町の鳥浜貝塚からは草創期の縄文式土器をはじめ竪穴式住居跡や丸木舟が出土している。4世紀の初めころには九頭竜川中流域で大規模な古墳が造られ始め、気象・風土を活かした稲作により勢力を築いていたことが伺える。

6世紀ごろには若狭、高志、三国、角鹿の四国造からなり、三国国造出身の継体天皇がヤマトの大王として即位したことでヤマトと合一されていった。

飛鳥時代からの律令制の導入に伴い、「若狭国」「越前国」が成立し、「若狭国」は天皇家に直接海産物を届けた「御食国」として、「越前国」には東大寺の荘園が多くあったことが木簡や延喜式などからわかっている。

1871年の廃藩置県により現在の福井県域に7つの県が設置された。その後1881年に、現在の福井県が設置された。1958年に大野郡石徹白村の大半が岐阜県に編入され現在の県域となる。

## (3) 人口

本県の総人口は、平成12年に828,944人をピークに減少しており、令和2年では764,076人（4月1日現在、推計値）となっている。一方、世帯数は増加傾向にあり、令和2年で289,357世帯（4月1日現在、推計値）である。1世帯当たり人数は、2.64人と減少傾向にある。

## (4) 産業

### ①農業の概要

本県の総農家数は22,872人で、経営耕地面積35,603ha（うち水田33,748ha）で水稻中心の農業経営を展開しており、農業産出額426億円の65%は米である。

比較的平坦な21,500haについては、集落営農等の規模拡大を図ることで地域農業担い手の確保、水田農業経営の継続・発展を図っている。

## ②工業

本県は古くから繊維の産地で、羽二重や人絹織物の黄金時代を経て、現在では合成繊維をはじめとするあらゆる関連業種が集積した総合産地を形成している。

本県特産工業を代表するメガネ枠は、鯖江市を中心に生産され全国生産の90%を占める。

また、県内では、商用原子力発電所8基が運転中であり、関西の電力量の約半分を担っている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本県の農業は、平野部を中心に大区画水田を活用した、水稻+大麦+大豆、または、そばの2年3作体系を確立し、規模拡大による農業担い手の確保を図ってきた。しかし、県内農地の約4割を占める中山間地域では、水田区画が傾小であることで規模拡大が図れず、高齢化の進行に伴い、地域農業担い手の確保が困難となっている。そのため、耕作放棄地の拡大や農地の荒廃化が懸念されており、規模拡大によらない水稻以外での農作物による所得確保が課題となっている。

この課題を解決するため、本県では、農産物の付加価値を高める6次産業化による特産品の推進、中山間地域の豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムの推進、および、有害鳥獣対策等の中山間地域の農業施策の要素を併せ持つ、「ふくいワイン」によるワイン・ツーリズムを進めることで、中山間地域の荒廃農地等の発生抑制と解消および地域農業の担い手確保、地域の活性化を図っていくこととしている。

しかしながら、本県ではワイナリーが1企業しかなく、まずは、県内域の中山間地域でのワイン醸造用ぶどう栽培の推進から進めているところであり、平成30年5月から、「ふくいワインカレッジ」を開講し、ワイン醸造用ぶどう栽培の作付推進と中山間地域でワイナリーを開業し地域の賑わいを創造する人材の育成を図っている。

今回、本特例措置を活用し、事業者のワイン産業参入のハードルを下げるとともに、県内各地で、地元で栽培・製造・販売されるワインを特産品として付加価値を高め、県内のワイン産業とワイン・ツーリズムを活性化させることにより、都会からの誘客増加を図るなど、「ふくいワイン」を中心とした地域活性化策を展開する。このことにより、本県中山間地域の農家所得の増大や福井県ブランド価値の向上および交流人口の増加を図る。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、生産から醸造・販売までを地域で完結できることで、ワイン醸造用ぶどうを生産する農家の確保および所得向上が見込まれ、地域農業の担い手の確保に繋がる。

また、県内各地に小規模なワイナリーが複数開業することで、ワイン愛好家をはじめとした幅広い層が、県内のワインと地元食材を愉しむことで、観光入込客数の増加が見込まれる。さらに、交流人口が増加することは、本県に興味を持つきっかけになり、移住や・Uターンを促進する効果もあると考えられる。これらにより、新規就農者の増加なども見込まれることで、地域農業の担い手の増加を図ることを目標とする。

## 7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域におよぼす経済的社会的効果

ワイン醸造用ぶどうの生産振興について、地元で醸造所がないことなどから流通・販売面において課題が大きかったが、本特例措置により地域内で醸造を行うことになれば、販売先が確保され、かつ、地元特産品ワインに携わる意欲醸成効果によりワイン醸造用ぶどう生産拡大につながる。

また、近年の田園回帰の潮流により、田舎くらしや就農相談も増えており、ワイン醸造用ぶどうの栽培に興味を持つ方もいるほか、農業法人が栽培に着手するなど、地域農業にとって良い兆しが現れつつある。

本特例措置により醸造所が開業すれば、これまでグリーン・ツーリズムの一部としての収穫体験等に加え、ワイン愛好家をはじめとした多くの方々が醸造所を訪れ、地元特産品ワインと地元食材を愉しむワイン・ツーリズムも見込まれ、新たな観光資源として交流人口の拡大にも繋がる。

これらによる経済的社会的効果は、農業振興と観光振興を含めた福井県中山間地域全体の活性化に繋がる。

### 【特産酒類の製造に関する目標】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特産酒類製造事業者数	—	1軒	3軒	5軒
特産酒類（果実酒）製造数量	—	4 k L	10 k L	20 k L

【ワイン醸造用ぶどう生産に関する目標】

	令和元年度（実績）	令和3年度（目標）
ワイン醸造用ぶどう生産者数 （累計）	6人	15人

【新規就農者の確保に関する目標】

	令和元年度（実績）	令和3年度（目標）
新規就農者数（年度別）	94人	120人

【観光客数に関する目標（交流人口）】

	令和元年度（実績）	令和3年度（目標）
交流人口（年度別）	91万人	150万人
交流人口（年間消費額）	48億円	80億円

8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関連する主体

上記2に該当する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

福井県の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に該当する者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本県が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合は、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、小規模な実施主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これによって、生産から醸造までを区域内で行うことができるようになり、ワイン醸造用ぶどうの作付拡大による農業所得の向上、およびワイン・ツーリズムによ

る観光振興による交流人口の増加が見込まれるほか、特産品である「ふくいワイン」を醸造することが可能となり、地域に産業を興し地域活性化が図られる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申請納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本県は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。